

ほっかいどう健康づくりツイッター運営要領

(目的)

第1 この要領は、北海道保健福祉部健康安全局地域保健課（健康づくり係・がん対策係）（以下「地域保健課」という。）が、ソーシャルメディア「Twitter（ツイッター）」（以下「ツイッター」という。）を利用して行う道民の健康づくりに関する投稿、情報発信に関して必要な事項について定める。

(投稿内容)

第2 地域保健課はツイッターを活用して、次の情報発信を行う。

- (1) 道民の健康づくりに関する情報
 - (2) その他、地域保健課がん対策等担当課長が適当と認めた情報
- 2 前項の情報発信は、総合政策部情報統計局情報政策課（以下「情報政策課」という。）が定める「北海道ソーシャルメディア利用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に十分留意して行うものとする。

(投稿手続き)

第3 地域保健課は、あらかじめツイッターに投稿できる担当者（以下「投稿者」という。）を登録するものとする。

- 2 前項の登録は、情報政策課へのコンテンツフィルタリング規制URL解除の申請をもって代えるものとする。
- 3 投稿者は、次に掲げる事項を確認した上で投稿しなければならない。
 - (1) 原則として、事前に地域保健課がん対策等担当課長の承認を得た上で投稿すること。
 - (2) 掲載する画像は、記事に関連するものとし、事前に権利関係を確認の上掲載すること。
 - (3) 記事内にホームページアドレスのリンク先を設定する場合は、次の条件を満たすこと。
 - ア 投稿内容に関係するものであること。
 - イ リンク先の内容が公序良俗に反しないものであること。
 - ウ リンクの相手方に事前に了解を得ているものであること。

(セキュリティ対策について)

第4 地域保健課は、公式アカウントにログインするためのIDやパスワードなどの利用者情報を、投稿者以外の者に知られることのないよう適切に管理するとともに、定期的に、また投稿者に異動があった場合などは随時にパスワードを変更するなど、その管理に細心の注意を払うものとする。

- 2 地域保健課及び投稿者は、道のセキュリティポリシーを遵守し、ツイッターを利用するものとする。

(外部対応について)

第5 地域保健課は、ツイッターの運用に関する考え方を明示するため、ツイッター上に運用ポリシーを掲示する。

- 2 投稿した記事に対するコメントが寄せられた場合は、必要に応じて返信するが、全てのコメントに返信は行わない。

なお、コメントに返信する場合は、事前に地域保健課がん対策等担当課長の承認を得るものとする。
- 3 記事に対する誹謗中傷等が寄せられ、又はネット上などで発見した場合は、地域保健課は、その対応にあたりとともに、個人的な誹謗中傷又は公序良俗に反する投稿については、削除などの必要な措置を講ずるものとする。
- 4 その他ツイッターの運用を通じてトラブルが発生した場合は、ガイドラインの5（トラブルが発生した場合の対応例）に基づき、誤解を招くことのないよう、冷静かつ適時に対応するものとする。

(その他)

第6 地域保健課におけるツイッターの利用に関して、この要領に定めのないものについては、ガイドラインによるものとする。

附 則

- この要領は、令和2年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年4月1日から施行する。
この要領は、令和4年1月4日から施行する。